

院内掲示

2024年6月1日

当院の管理者・医師及び届出施設基準は下記の通りです。

管理者氏名： 院長 丸山 孝紀

非常勤医師： 井熊 克仁 ・ 及川 尚子

[許可病床数] 17床（療養病床15床 一般病床2床）

[東海北陸厚生局への届出事項に関する事項一覧]

入院にかかる届出事項

療養病床：15床

■ 有床診療所療養病床入院基本料

一般病床を除き、看護職員比率4：1 看護補助者比率4：1であり、長期にわたり療養を必要とする患者さんに看護を行う必要な器具器械が備え付けられています。

下記、有床診療所療養病床入院基本料の加算点数です。

■ 療養病床看取り加算

転院又は入院した日から30日以内に看取った場合に算定します。

■ 有床診療所急性期患者支援療養病床初期加算

急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者については、転院した日から起算して21日を限度として算定します。

■ 有床診療所在宅患者支援療養病床初期加算

介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等又は自宅から入院した患者に対し、治療方針に関する患者又はその家族等の意思決定に対する支援を行った場合に、入院した日から起算して21日を限度として算定します。

■ 褥瘡対策加算 1.2

当院は適切な褥瘡対策の診療計画の作成、実施及び評価の体制がとられています。ADL23点以上で、DESIGN-R 合計点や褥瘡評価期間等で算定します。

■ 療養病床退院調整加算

退院支援に係る計画の立案及びその計画に基づいた退院指導を行っています。

■ 慢性維持透析管理加算

当院で透析医療を行っている入院患者（療養病床）に算定します。

一般病床：2床

■ 有床診療所入院基本料 1

療養病床を除き、看護職員数 7 人以上

下記、有床診療所入院基本料 1 の加算点数です。

■ 看護補助配置加算 1

療養病床を除き、看護補助者が 2 名以上

■ 一般病床看取り加算

転院又は入院した日から 30 日以内に看取った場合に算定します。

■ 有床診療所急性期患者支援病床初期加算

急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者については、転院した日から起算して 21 日を限度として算定します。

■ 有床診療所在宅患者支援病床初期加算

介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等又は自宅から入院した患者に対し、治療方針に関する患者又はその家族等の意思決定に対する支援を行った場合に、入院した日から起算して 21 日を限度として算定します。

■ 一般病床退院調整加算

退院支援に係る計画の立案及びその計画に基づいた退院指導を行っています。

■ 後発医薬品使用体制加算 3

後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ後発医薬品の採用を決定する体制が整備されている。

当院は有床診療所であり、病態等に応じて一般病床と療養病床の相互乗り入れ（転床）されます。

外来にかかる届出事項

■ 機能強化加算

・ 機能強化加算を算定する医療機関においては、かかりつけ医機能を有する医療機関として必要に応じて、患者に対して以下の対応を行うとともに、当該対応が行うことができる旨を院内及びホームページ等に掲示し、必要に応じて患者に対して説明しています。

1.患者が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行うとともに、診療録に記載する。なお、必要に応じ、担当医の指示を受けた看護職員等が情報の把握を行うことも可能となっています。

2.専門医師又は専門医療機関への紹介を行ないます。

3.健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。

4.保健・福祉サービスに係る相談に応じます。

5.診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行っています。当院は時間外対応加算1を届出しており、24時間電話対応できる体制が構築されています。

■ 外来感染対策向上加算

・ 診療所において平時からの感染防止対策や、浜松市医師会と連携して実施する感染症対策を講じています。

・ 当院は、新興感染症の発生時等に、都道府県等の要請を受けて発熱患者の診療等を実施する体制に係る施設基準要件について、第8次医療計画における協定締結の類型にあわせるとして、都道府県知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関（発熱外来に係る措置を講ずるものに限る）です。

・ 当院は、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者の受入れを行う旨を公表し、受入れを行うために必要な感染防止対策として、空間的・時間的分離により発熱患者等の動線を分ける等の対応を行う体制を有しています。

・ 感染症から回復した患者の罹患後症状が持続している場合に、専門医への紹介する体制を講じています。

・ 感染防止対策部門を設置する。当該部門内に専任の看護師が院内感染管理者として配置されており、感染防止に係る日常業務を行っています。

・ 院内感染管理者は、1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行なうとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行っています。

- ・ 院内感染管理者により、職員を対象として、少なくとも年 2 回程度、定期的に院内感染対策に関する研修を行っています。なお、当該研修は医療安全管理体制の基準で規定されている安全管理の体制確保のための職員研修とは別に行っています。
- ・ 院内感染管理者により、最新のエビデンスに基づき、自施設の実情にあわせた標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適正使用等の内容を盛り込んだマニュアルを作成し、各部署に配布しています。
- ・ 院内感染管理者は年 2 回程度、浜松市医師会が定期的に主催する院内間対策に関するカンファレンスに参加しています。また、カンファレンスはビデオ通話等でも実施してもよいとされています。
- ・ 浜松市医師会が主催する新興感染症の発生等を想定した訓練に年 1 回以上参加しています。
- ・ 院内の抗菌薬の適正使用について、浜松市医師会から助言を受けています。
- ・ 新興感染症の発生時や院内アウトブレイクの発生時等の有事の際の対応を想定した地域連携に係る体制について、浜松市医師会から予め協議・助言を受けています。
- ・ 当院の見やすい場所に、院内感染防止対策に関する取組事項を掲示しています。
- ・ 「抗微生物薬適正使用の手引き」を参考に、抗菌薬の適正な使用の推進に資する取組を行っています。
- ・ 細菌学的検査を外部委託しており、薬剤感受性検査に関する詳細な契約内容を確認し、検査体制を整えており、「中小病院における薬剤耐性アウトブレイク対応ガイドンス」に沿った対応を行っています。

■ 発熱患者等対応加算

発熱、呼吸器症状、消化器症状又は神経症状その他感染を疑わせるような症状を有する患者に対して、適切な感染防止対策を講じた上で診療した場合に加算します。

■ 連携強化加算

感染症対策に関する医療機関間の連携（浜松市医師会を介して浜松医科大学医学部附属病院）する体制がとられており、感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について報告を行っている。

■ 医療情報取得加算 1.2.3.4

オンライン資格確認により患者の診療情報を取得した場合又は他医療機関から患者の診療情報を受けた場合に加算します。

■ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）・（Ⅱ）４

主として医療に従事する職員（医師・事務職員等を除く。）の賃金の改善を図る体制につき、地方厚生局長に届け出た保険医療機関において、初診、再診又は訪問診療を行った場合に加算します。

■ 地域包括診療加算２ 認知症地域診療加算２

高血圧症、糖尿病、脂質異常症、認知症、慢性心不全、慢性腎臓病（慢性維持透析を行っていないものに限る）のうち２つ以上（疑いは除く）を有する患者に対し、患者の同意を得た上で、計画的な医学管理の下に療養上必要な指導及び診療、服薬管理、健康管理等を行っています。また、在宅医療の提供及び当該患者に対し 24 時間の連絡体制を確保しています。

下記、地域包括診療加算２に関する施設基準に関する記載であり、当院は施設基準を満たしています。

（１）診療所であること。

（２）当該医療機関に、慢性疾患の指導に係る適切な研修を修了した医師（以下「担当医」という。）を配置していること。なお、担当医は認知症に係る適切な研修を修了していることが望ましい。

（３）次に掲げる事項を院内の見やすい場所に掲示していること。

ア 健康相談及び予防接種に係る相談を実施していること。

イ 当該保険医療機関に通院する患者について、介護支援専門員（介護保険法第 7 条第 5 項に規定するものをいう。以下同じ。）及び相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第 3 条に規定するものをいう。以下同じ。）からの相談に適切に対応することが可能であること。

ウ 患者の状態に応じ、28 日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能であること。（当院は、基本的に院内処方です）

（４）（３）の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

（５）当該患者に対し院外処方を行う場合は、24 時間対応をしている薬局と連携をしていること。

（６）当該保険医療機関の敷地内における禁煙の取扱いについて、当該保険医療機関の敷地内が禁煙であること。

（７）介護保険制度の利用等に関する相談を実施している旨を院内掲示し、かつ、要介護認定に係る主治医意見書を作成しているとともに、担当医が、都道府県等が実施する主治医意見書に関する研修会を受講していること。

(8) 在宅医療の提供及び当該患者に対し 24 時間の往診等の体制を確保していること(特掲診療料施設基準通知の第9 在宅療養支援診療所の施設基準の1の(1))に規定する在宅療養支援診療所以外の診療所については、連携医療機関の協力を得て行うものを含む。)。

[連携医療機関]

〒430-0903 浜松市中央区助信町 39 番 10 号
医療法人社団新風会丸山病院

(9) 時間外対応加算 1 の届出を行っていること。

(10) 保険医療機関において、介護支援専門員と対面あるいは I C T 等を用いた相談の機会を設けていること。

(11) 当該保険医療機関において、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、適切な意思決定支援に関する指針を定めていること。

■ 医療DX推進体制整備加算 ■ 在宅医療DX情報活用加算

下記、医療DX推進体制整備加算等に関する施設基準についての記載であり、当院は施設基準を満たしています。

1 (1) 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っていること。

(2) オンライン資格確認を行う体制を有していること。なお、オンライン資格確認の導入に際しては、医療機関等向けポータルサイトにおいて、運用開始日の登録を行うこと。

(3) オンライン資格確認等システムの活用により、患者の薬剤情報、特定健診情報等を診察室において、医師等が閲覧又は活用できる体制を有していること。

(4) 「電子処方箋管理サービスの運用について」(令和4年10月28日付け薬生発 1028 第1号医政発 1028 第1号保発 1028 第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長・医政局長・保険局長通知。)に基づく電子処方箋により処方箋を発行できる体制を有していること。

(5) 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制を有していること。

(6) マイナ保険証の利用率が一定割合以上であること。

(7) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

具体的には次に掲げる事項を掲示していること。

ア 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している保険医療機関であること

イ マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関であること。

ウ 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を実施している保険医療機関であること。

(8) (7)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

医療DX推進体制整備加算の地方厚生局への届出に関する事項について、経過措置があります。

(1) 1の(4)については、令和7年3月31日までの間に限り、1の(5)については令和7年9月30日までの間に限り、それぞれの基準を満たしているものとみなす。

(2) 1の(6)については、令和6年10月1日から適用する。なお、利用率の割合については別途示す予定である。

(3) 令和7年9月30日までの間に限り、1の(7)のウの事項について、掲示を行っているものとみなす。

(4) 1の(8)については、令和7年5月31日までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。

■ 時間外対応加算 1

患者からの休日・夜間等の問い合わせや受診等に対応可能な体制をとり、その旨を周知している体制がとられています。(053-443-2266)

■ 明細書発行体制等加算

算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数等を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付する体制がとられています。

■ 外来後発医薬品使用体制加算

後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ後発医薬品の採用を決定する体制が整備されています。

■ 一般名処方加算

薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載し、供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、必要なお薬が提供しやすくなります。

■ がん治療連携指導料

がん治療計画策定病院と連携して治療を行っています。

■ 医療機器安全管理料 1

臨床工学技士が配置され、生命維持管理装置を用いて治療を行っています。

■ 糖尿病合併症管理料

糖尿病足病変ハイリスク要因を有し、医師が糖尿病足病変に関する指導の必要性があると認めた入院外の患者に対して、医師又は適切な研修を終了した看護師が当該指導等を行っています。

■ 人工腎臓 慢性維持透析 1

厚生労働大臣が定める施設基準に基づき、適切に透析治療を行っています。

■ 透析液水質確保加算 人工腎臓にかかる

透析液の水質を管理する臨床工学技士が配置されており、適切に透析水質管理を行っています。

■ 下肢末梢動脈疾患指導管理加算 人工腎臓にかかる

透析患者に対して下肢末梢動脈の虚血性病変が疑われる場合に、精密測定検査によるリスク評価等を行っている。必要に応じて専門的な治療体制を有している連携医療機関への紹介を行っています。

連携先： 浜松赤十字病院、聖隷浜松病院、浜松医科大学医学部附属病院、浜松医療センター

■ 導入期加算 1 人工腎臓にかかる

透析患者ごとの適応に応じて、腎代替療法について十分な説明を行っています。

■ 在宅療養支援診療所 3

地域における外来患者の在宅療養の提供、診療情報の一元的管理等の体制がとられている。また「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえた適切な意思決定支援に係る指針を作成しています。

■ 在宅時医学総合管理料 施設入居時等医学総合管理料

通院困難な場合、患者の同意を得て、計画的な医学管理のもと訪問診療を行っています。

[保険外負担のに関する事項]

当院は、以下の事項について、その使用に応じた実費の負担をお願いしています。

- ・ 病衣 1日 ¥50 (税別) ・ イヤホン ¥400 (税別) ・ 駆血帯 ¥500 (税込)
- ・ 診断書料 1通 ¥1,000~¥8,000 (税別)

予防接種

- ・ インフルエンザ予防接種 1回目 ¥3500 (税別) 2回目 ¥3000 (税別)
 - ・ 肺炎球菌ワクチン ¥7500 (税別)
 - ・ 浜松市に住民票がある50歳以上の方 (助成額 ¥3500/回) (令和6年度)
- 带状疱疹ワクチン ビケン： ¥4000 (税別) シングリックス： ¥16500 (税別)

その他、詳しくは受付までお問い合わせ下さい。

施設基準における院内掲示（詳記）

2024年6月1日

- 当院は、適切な受診につながるような助言及び指導を行うこと等、質の高い診療機能を有する体制が整備されています。高血圧症、糖尿病、脂質異常症、認知症、慢性心不全、慢性腎臓病などの慢性的な病気と治療と管理を行い、日常生活の指導や相談を承ります。
- 当院は、直近1年間において地域包括診療加算2を算定した患者が3人以上います。
- 当院は、健康相談及び保健・福祉サービスの相談に応じています。
- 当院は、予防接種に係る相談に応じています。
- 当院は、敷地内禁煙を実施しています。敷地内での喫煙はご遠慮ください。
- 当院は診療所であり、慢性疾患の指導に係る適切な研修及び都道府県等は実施する主治医意見書に関する研修会を受講・終了した医師を配置しています。
- 当院は、介護保険制度の利用等に関わる相談に応じています。
- 当院は、介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に適切に対応します。介護支援専門員と対面あるいはICT等を用いた相談の機会を設けています。
- 当院は、厚生労働省「人生の最終段階における医療における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に踏まえ、適切な意思決定支援に関する指針を定めています。
- 当院は、必要に応じて専門医師又は専門医療機関への紹介を行います。また受診時に他の医療機関を受診されている場合は、問診票にご記入のうえ、担当医にお知らせください。
- 当院は、在宅医療・訪問診療を実施しております。時間外対応加算1・在宅療養支援診療所の施設基準を整備しております。また、標榜時間外においても患者さんからの電話による問い合わせに応じる体制を整備しており、下記の医療機関と連携しています。

〒430-0903 浜松市中央区助信町 39 番 10 号

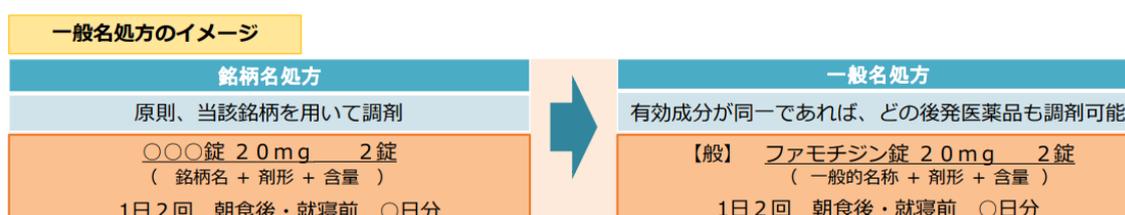
医療法人社団新風会 丸山病院

■ 当院は、他の医療機関で処方されているお薬も含めて服薬管理を行っています。受診時にお薬手帳等、薬剤情報の提供をお願いします。

■ 当院は、ジェネリック薬品を推進しています。（ジェネリック薬品は、先発医薬品の特許が切れた後に、厚生労働大臣の承認を受け製造販売され、同じ効能・効果を持つ医薬品です。）

■ 当院は、厚生労働省の趣旨に則り、抗菌薬の適正な使用を行っています。取組については院内パンフレット及びポスター等、掲示しています。

■ 当院は、一般名処方を推進しており医薬品の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者さんに十分に説明する体制が整備されています。



■ 当院は、患者の状態に応じ、28 日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能です。（当院は、基本的に院内処方です）

■ 当院は、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査等が記載されています。明細書発行を希望されない方は、受付までお申し出ください。

■ 当院は、地域において包括的な診療を担う医療機関であること、また東海北陸厚生局への届出事項に関する事項について、院内掲示及びホームページ等に掲示する取組を行っています。

■ 当院は、医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している保険医療機関です。

■ 当院は、マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関です。

■ 当院は、電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を実施予定の保険医療機関です。